

事務所ニュース

労働保険事務組合
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18
TEL. (075) 864-3336
FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

スポット

労働行政は「指導前置」が原則 誠実な対応で無用な摩擦回避

平成22年の改正労基法では、「月60時間超の時間外労働」に対して5割の割増賃金支払を義務付けました。

当面、中小企業は適用猶予とされていましたが、改正法施行後3年を経た現在、厚生労働省は猶予措置を撤回するか否か検討を開始しています。

気の早い中小事業主さんから、「5割の割増賃金を支払わないと、どうなるか」という心配の声が少なくないようです。「5割の割増率」の根拠は労基法第37条第1項ただし書きにあるので、第37条違反として処理されます（6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金）。

ただし、支払が滞れば、いきなり刑罰の対象になるわけではありません

ん。道路交通法違反でネズミ捕りに引っかけ、違反切符を切られるのとは違います。

労働行政では、違反が発見された場合も、まず指導に力を入れ、できる限り摘発を避けるという方針が採られてきました。これは、戦前の工場法時代からの伝統です。

当時の行政責任者が、「工場法は、秋水の如く容易に抜くべからず」と訓示したという話も伝わっています。秋水とは、「曇りのないよく研ぎ澄ました刀」という意味だそうです。

このような方針が採られたのは、「指導前置」という考え方のほかに、工場監督官の不足という現実的な理由もあったようです。こうした台所

事情は、労基法時代になってもあまり変わらないとみえます。

労基署は、全国約350カ所に設置されています。一方、監督対象の目安として労災保険適用事業場数を挙げると、全国に約260万強あるそうです。

また、公務員が「その権利を濫用して、義務のないことを行わせたとき等」は、公務員職権濫用罪で2年以下の懲役・禁錮に処せられる規定となっています（刑法第193条）。事業主が速やかな是正に努める限りは、監督官等が軽々しく「秋水を抜く」ことはないとみてよいでしょう。「誠実な対応」が一番の解決策です。

2013

7

高齢者の賃金決定

知って得する



賃金実務

改正高年齢者法に基づき、「希望者全員65歳まで(経過措置で、当面61歳まで)継続雇用」が求められます。無年金第1世代の登場に合わせ、収入面で配慮が必要なケースも考えられます。大企業を中心として、60歳定年前から賃金水準を調整(前薄後厚の配分)する動きも広がっています。

改正法の影響は、企業によって異なります。中小企業(300人以下)の場合、既に「希望者全員が65歳以上まで働ける体制」となっている企業は51・7%に達しています(平成24年高齢者の雇用状況調査)。

内訳は、次のとおりです。
・継続雇用の基準(労使協定)を設定しない: 34・3%
・65歳以上定年: 14・4%
・定年なし: 2・9%
それ以外の企業でも、「次の各号に該当する従業員は、各号で定める年齢に到達以降、労使協定に基づく基準に該当する場合は、継

続雇用しないことがある。
・第1号 平成25年4月1日から同28年3月31日までに60歳に到達した者: 61歳(以下略)
等の規定を整備すれば、当面、法的な対応としては事足りる。しかし、法改正の目的は、「無年金第1世代の登場」への対応です。具体的には、誕生日が昭和28年4月2日から同30年4月1日ま

での間(年齢計算ニ関スル法律)により、誕生日の前日に年齢が1歳増えます)にある「男性」は、60歳代前半の老齢厚生年金の支給開始が61歳からになります。高齢・障害・求職者雇用支援機構の参考資料によると、60歳以降の賃金水準は定年時の67・9%となっています(下表)。

これまでの高齢者は、賃金と年金と雇用保険(高齢者雇用継続給付)の3本立て収入により生活設計を立てていました。今後、当面

年金抜きで生活設計 定年前から賃金調整

男性に関しては、「年金」という柱が失われるため、「その分、少しでも会社に配慮してほしい」と考える高齢者もいるでしょう。しかし、今後の方向性としては、高齢者の賃金も「仕事対応」で決定する必要性が強まります。

「年金がないから」といって、賃金を上げるのは理屈に合いません。このため、大企業等では、「61歳まで全員雇用の対象者は、59歳から賃金調整開始、62歳からの対象者は58歳から」等のルールに基づき、「生涯収入」で帳尻を合わせる工夫等を導入する動きも見受けられます。

表 賃金水準：現状と今後の方針

	件数(社)	現状		今後の方針		
		平均(%)	標準偏差	平均(%)	標準偏差	
全体	6,427	67.9	19.0	66.8	18.5	
従業員規模	100人以下	310	72.1	19.9	70.2	18.5
	101~300人	3,905	68.8	19.4	67.7	19.1
	301~500人	983	66.5	17.9	65.4	17.1
	501人以上	1,183	64.5	17.7	64.1	17.0
60歳以上比率	0超~3%未満	2,039	66.0	18.2	64.4	16.7
	3~6%未満	1,407	64.8	16.2	64.0	15.1
	6~10%未満	1,097	66.8	23.1	66.1	24.2
	10%以上	1,636	73.0	18.4	72.2	17.8